

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 算定に係る「見える化要件」について

福祉や介護に関わる職員（以下福祉・介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。

2019年10月の消費税率引上げに伴う報酬改定においては、福祉・介護職員等の更なる処遇改善として、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（以下現行加算）の（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
2. 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

3の「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、福祉サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

加算の取得状況

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容

資質の向上

- ・初任者研修に始まり行動分析研修、虐待防止研修、特性研修、保護者対応研修など、様々な研修を一年を通して定期的に行い、職員のスキルアップに努めています。
- ・働きながら資格取得を目指す者に対し研修費負担を行い、そのための休みを取りやすくしています。（研修受講時の他の福祉職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

労働環境の改善

- ・新人福祉職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター等を導入しています。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っています。
- ・福祉職員の事務作業負担軽減のための請求ツールや ICT を導入しています。

その他

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）が働きやすい人事制度を確立しています。（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・非正規職員から正規職員への転換を積極的に行っています。

当法人では、今後も介護・福祉に関わる職員の働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。